

平成21年第3回宝塚市パブリック・コメント審議会議事録（要旨）

- 1 開催日 平成21年7月9日（木）
- 2 開催場所 宝塚市役所 3階 特別会議室
- 3 出席者 委員8名 事務局2名

議事1 平成21年宝塚市諮問第9号「平成20年度パブリック・コメント手続の実施及び運用状況の評価について」にかかる答申案について

- 事務局が提案する「答申案」は、今までの議論、我々の話した内容が正確に書いてあり、厳しい内容もきちんと書かれている。内容としては大筋こういうことでいいのではないか。
- 語尾が「望ましいものではなかったかと考える」となっている部分があるが、「望ましいものと考え」ぐらいでいいのではないか。また、「適正な運営がなされている」となっている部分があるが、敬語ととられる可能性があり紛らわしい。「適正な運営とすることができる」でいいのでは。
- また、「視線」という言葉が出てきているが、「視点」ではないか。修正したほうがよい。
- また、総論で2つ評価できるパブコメを上げているが、個別評価を見ると、その2つには「評価できるものである」と書いてある。その他のものでもう一つ「評価できる」と表現されているものがあるが、他は「評価できる」は入っていない。「わかりやすいものとなっている」でとめておいて、総論で評価できるものと区別したほうがよい。
- また、表題が「・・・に対する意見募集」と「・・・への意見募集」と二通りになっている。統一したほうがよい。
- 答申案の、一番最初のページの下の一かたまりのところだが、文章が長くて分かりづらい。もう少し短く切って分けたほうがよい。
- パブコメ手続を行わなかった案件について、実施機関からこの審議会に対し、実施しなかった理由を7月6日に公表したとの報告が7月7日付で来ている。これに対してこちら側は、計画策定が3月であるのに理由の公表が7月6日というのは遅過ぎるということで、計画策定を速やかに公表すべきだったと答申内で述べている。

議事2 「成20年宝塚市諮問第16号「宝塚市市民パブリック・コメント条例の見直しについて」に係る答申案について

1 条例施行後の条例運用状況の総合評価

- 今まで議論したことは大体ここで要約されていることは間違いない。
- 形式のことだが、大きな1、2と書いたら、その次は(1)で書くはずである。1、2の次が①となっているのは修正すべき。
- 5番の「その他」であるが、内容的には、パブリック・コメント条例の一番最初の目的の部分である。むしろ1番に持って来ないといけない。
- 5番を1番にもってきて、「目的」あるいは「本条例の目的と基本方向」という表題にしてもらいたい。
- 5番の内容だが、今までの議論で、他の市などでは、自治基本条例の下に様々な制度がしっかり確立しているが、宝塚は取り組みは早かったがそういう整理ができていない、という話があった。パブコメの位置づけと実際の状況をどうやってさらにマッチングさせるかという視点でまとめればいいのではないか。
- この条例がまちづくり条例や市民参加条例の後につながってできているということで、もともとパブコメ条例の目的のところに「市民の市政への参画」が書いてあるが実際できてないから、それを達成するために条例を見直す、ということをもとに1に持ってくるような文章にしてはどうか。
- 現実の市民感覚は、パブリック・コメントというのは「市民の権利」という意識が強い。「協働」のためにパブコメで意見提出している人は全くいない。感覚の乖離が大き過ぎたまま、「協働」ということを言っているのか個人的には疑問に思う。しかし理想は理想として掲げて、これに誘導していくような何かが要るのはわかる。だから、条例に入れるのはしょうがないという認識で私はいるということを意見をしておく。
- この「協働」という言葉に関する意見としては、20年度の第4回会議で審議会の方向としては確認したわけなので、それを今回蒸し返すのは置いておいてほしい。
- 答申案の文章、総括文章としてはこれで大体かたまる。あとは事務局と会長と副会長で調整、修正する。

2 条例の課題と今後のあり方

- この条例についてはあくまで改正案なので、これについての意見、参考意見ということになる。審議会が条例をつくるというわけではないので、あくまで意見を言うだけにとどまることになる。

第1条（目的）

- 「説明責任」よりも「市政への参画を促進し」に力点を置いたということ。
- だから、もっと意見提出をしてくださいよということ。今じゃ看板だけあって機能してないのと一緒なので。
- 「意見を聞くことが目的」「市民が参加することが目的」と条例で言われれば、意見を出す側も出し方が変わってくる。
- パブリック・コメントに実際出される各部局の説明文や呼びかけ文のスタイルにもかわる問題である。
- 概要版の必要性の根拠もここにある。

（第3条）

第3条（定義）

- 市議会も実施機関に入れる条例案になっている。
- （事務局） 現在、議会改革のための「議会改革特別委員会」が設けられて、議員全員が委員となっている。そこでの所管として「議会基本条例の調査に関する事」「議会の活性化に関する事」「宝塚市議会の政治倫理に関する条例に関する事」の3項目ある。「広く市民の意見を聞く」ということを、議会自体が条例で定めることに取り組んでいるところである。
- 市議会がこういった取り組みでやっているのであれば、パブコメの実施機関から除いてもいいのでは。審議会として見守るという形でどうか。
- 提案としては出しておいたほうがいいのでは。条例は議会が決定するのであるから、議会へも「広く市民の意見を取り入れるべき、議会も参加すべき」と我々としては考えているということ示したほうがよい。
- 議会が「もう、うちうちで考えているから」というのであれば、はずせばよい。

- 審議会を実施機関に位置づけると、パブコメを必要とする案件について審議会は必ずパブコメをしないと答申できないことになる可能性があるので、議会と同様に「実施機関になることができる」とする項を新たにおこす。
- 議会を含めるのは、議員も市民の代表だが、より多くの市民の参画を図るため必要であるとの考えである。
- 議会を実施機関に入れるだけでは、かえって政争の具に使われる恐れがある。議長が議員に対して何でもかんでもパブコメをやれということもあるので、議員の過半数の同意とした。
- 議員に発案権があるかについては、一般的な提案権と同様に考えればよいと考える。
- 3条は議会、審議会の規定が定義規定ではないので、条の見出しを事務局で検討し、条文の表現も検討する。

第4条（対象）

- いままでの条文では何が対象になるのか非常に分かりにくい、という意見がアンケートで多数出てきた。今回細かく定義しているが、これでもまだ分かりにくい点はある。
- （3）の「広く市民に義務を課し、又は権利を制限する・・・」とあるが、「市民の生活に重大な影響を及ぼすもの」等に表現を変えたほうがいいのでは。
- 「義務を課し、権利を制限する」ものとなっているが、反対に「権利を与えたり、義務を解除する」ものは含まないのか。
- 条文としてはこの表現にしておいて、解釈と運用でそのへん書き込めばいいのでは。
- このあたり、法制の担当に確認しておいてもらいたい。

第5条（適用除外）

- （1）で「緊急に作成しなければならないもの」となっているが、現行の「迅速または緊急を要するもの」と変わらない。現行のままでいいのでは。
- 「作成」という表現もそぐわないように感じる。
- （事務局）「作成」という表現は第4条の「案を作成しようとするとき」という表現にあわせている。
- 役所で「緊急」というと災害発生時くらい。「迅速又は緊急を要するもの」の表現でいいのでは。

- 「迅速」に作成しなければならないものを除外するのは少しおかしいので、現行のとおりでよい。
- 語尾が「であるとき」と「もの」の2種類になっている。「もの」であわせたほうがよい。
- 3項の「実施機関」は「執行機関」とする方法もある。3条で審議会を実施機関に入れたとすれば、それとの区別として法律上使用されている「執行機関」の語を使える。

第6条（政策等の案の公表等）

- 概要版の必要性は何度も意見が出た。これでよい。

第8条（意思決定に当たっての意見等の考慮）

- 現行は意思決定の時点までに公表となっているが、意思決定できていないもの、即ち決裁の終わっていないものを公表できないという意見があったので、「意思決定後すみやかに」と改正する。
- 7項の公表期間が、「第7条第2項の規定を準用する」となっているが、はっきり明記したほうがよい。「原則として30日以上とする。」でいいのではないか。

その他

- 第13条の規定は、必要な事項は「実施機関が定める」と書かれているが、「規則で定める」でよいのではないか。
- （事務局）法制の担当に確認したい。
- この制度のPRを強化する意味で、「この制度の周知徹底に努めるものとする」という条項を本則に入れてもらいたい。審議会の役割にすることも考えられる。